

2020年10月

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

「大和マイクロファイナンス・ファンド」繰上償還のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より弊社投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、ご投資いただいております追加型証券投資信託「大和マイクロファイナンス・ファンド」(以下、当ファンド)につきまして、2021年2月23日に信託期間満期を迎え償還する予定でしたが、当ファンドが投資対象とする外国投資証券(DWMマイクロファイナンスファンドJークラスJ)において、下記の理由により繰上償還することを決定したため、当ファンドも約款規定に沿って2020年12月23日に繰上償還することとなりましたので、お知らせいたします。

受益者の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 対象となる投資信託の名称

追加型証券投資信託
「大和マイクロファイナンス・ファンド」

2. 解約(繰上償還)の理由

主要投資対象である外国投資証券において、純資産総額が少額のなか運用を継続しておりましたが、金利の低下によりリスク対比の収益の獲得が困難となり、繰上償還することが受益者の利益に資するものと、外国投資証券を発行する投資法人が判断しました。主要投資対象である外国投資証券が償還となることが決定したことに伴い、投資信託約款第41条第2項の規定に基づき繰上償還となります。

(参考) 投資信託約款第41条第2項

委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

3. 解約(繰上償還)予定日

2020年12月23日(水)

※償還金の支払開始日は、2020年12月24日(木)を予定しております。

4. 当ファンドのご購入停止およびご解約について

外国投資証券の償還手続きに伴い、当ファンドのご購入は11月20日（金）が最終のお申込みとなります。

なお、当ファンドのご解約については、12月21日（月）が最終のお申込みとなります。

以上